

## 神戸市「火災被災者のための市営住宅一時使用に関する要綱」の一部改正（案）の概要

建築住宅局住宅管理課

### 1. 主旨

神戸市では「火災被災者のための市営住宅一時使用に関する要綱（以下「要綱」と言う。）」を定め、火災被災者に対し、市営住宅の空き住戸を応急施設として一時使用許可しています。

この度、一時使用にかかる使用期間について見直しを検討しています。

つきましては、要綱の改正案を公表いたしますので、皆様のご意見を募集いたします。

### 2. 改正案の概要

一時使用の許可期間を「原則 1 月以内、最長 6 月」から「原則 3 月以内、最長 12 月」に変更します。

### 3. 施行予定日

令和 2 年 7 月 1 日